平成３０年度　前橋育英高等学校　部活動方針

平成30年４月

１　目的

部活動は学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、活動を通してスポーツや文化及び科学に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等を図ることを目的とする。

２　本年度の部活動

1. 本年度設置する部活動について

応援部２部、運動部２７部、文化部１７部、同好会１、愛好会２を設ける。それぞれに顧問教諭1名以上、部活動の実状に合わせ生徒に部長1名、副部長等を若干名おく。

1. 活動日及び活動時間について
2. 週あたりの休養日の設定

・原則週1日以上の休養日を設定するように努力する。

・大会参加等により、やむを得ず休養日を確保できない場合は、代替休養日を確保する

よう努力する。

1. 長期休業中の休養日の設定

・学期中の休養日の設定に準ずる。

・ある程度長期の休養期間を設ける。（各部の活動計画による）

1. 活動時間

・合理的でかつ効果的・効率的な活動を行い平日では２時間程度で練習を終えるよう努

力する。(専門実技の時間を除く)

・土日等の学校の休業日では３～４時間程度で練習を終えるよう努力する。

・練習試合等で終日の活動となる場合でも、休憩時間を適切に設定し生徒の健康管理に

十分に配慮する。

1. 朝練習

・朝練習を行う場合は、生徒の登校に無理の生じない範囲で実施する。

・放課後の練習時間が十分に確保できる場合は朝練習を行わないように努力する。

・後片付けも含め原則８：３０までには終了する。

1. その他

・各部において活動の年間計画、月間計画等を策定し生徒･保護者に周知する。

・定期考査一週間前の部活動は原則行わない。行う場合は教務に申し出る。

３　経費について

1. 活動に当たる経費を生徒会費・保護者会費・後援会費等から補助する。
2. 各部において部費または保護者会費を徴収する場合もある。その取り扱いは以下のとおりとする。
3. 集金する場合は必要最低限とし、金額については保護者の理解を得た上で決定する。
4. 帳簿・出納帳等を作成する。
5. 通帳・現金はカギのかかる場所に保管するなど、厳重に管理する。
6. 会計管理は複数の教職員で行う。
7. 遠征費等、臨時に徴収した場合は遠征等終了後速やかに会計処理し、決算を保護者に報告する。
8. 部費・保護者会費は保護者の代表者が監査を行い、保護者会総会で会計報告を行い保護者の承認を得る。
9. 顧問は保護者会総会等での会計報告書を事務長に提出する。

４　参加する大会等について

1. 参加する大会については原則、高体連、高野連、高文連主催の大会・コンクール・発表、体育協会加盟団体の主催するもの、国・地方公共団体・私学関係の連盟や協会主催のものとする。
2. （１）の規定外の大会等に参加する場合は校長の許可を得る。
3. 部員に過度の負担をかけないように参加する大会を精選する。

５　部活動運営について

1. 指導について

・特に運動部においては炎天下の活動には特段の注意を払い、適度な休憩時間の設定や、

水分補給などを行い、生徒の健康管理に十分配慮する。

・指導者は指導に関する専門的な知見を広め、個人の体力差、身体発達の個人差、女子

の成長期の身体面の変化等に関し正しい知識を得た上で指導を行う。

・体罰をはじめ、生徒の人間性や人格の尊厳を損ね否定するような発言・行為は絶対に

行わない。

・緊急搬送など、重大な事故、怪我等が発生した場合は速やかに校長に報告する。

（２）外部指導者について

　　専門的な指導、教職員の負担軽減のため、校長の許可のもと積極的に外部指導者を活用する。